

中島重博士の国家論

田

畑

忍

一、その生涯

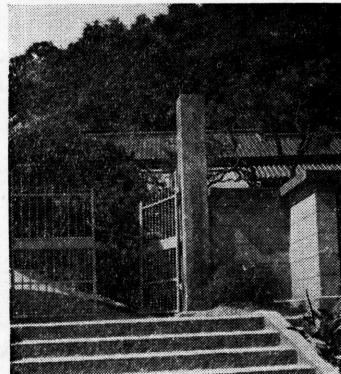
1 中島重博士の国家論

中島重博士は、幕末に山田方谷、明治になつて留岡幸助・山室重平・網島梁川等を輩出した岡山県高梁の生んだ学傑の人と言えよう。すなわち博士は、明治二十一年五月三日、風光明媚の高梁市の広瀬に柳井家の三男として生れ、のち中島家の養子となり、高梁中学・第六高等学校（岡山市）を経て、東京帝国大学法学部^{註一}に進学し、其の業を終えて（大正五年九月）のち、海老名彈正牧師が総長となつた同志社に赴任し（大正六年）、大学における国家論と法理学と憲法を講じる学究生活を昭和三年までつづけた。其の間、高邁な風格と激渾絢爛たる雄弁と新鮮にして明快な内容の颯爽とした講義によって、当時の学生（私も其の一人であった）に、学問的な多大の刺激と人格的の影響を与えた。それだけでなく、其の社会的キリスト教主義^{註二}に徹した信仰と実践によって甚大なる感化を同志社のみならず、広く日本のキリスト教徒の間に残した。恒藤恭・阿部賢一・今中次麿・高木庄太郎・黒川芳藏・永田伸也・能勢克男・林要・住谷悦治・長谷部文雄先生等が、同志社大学法学部に於ける其の当時の学僚諸氏であった。

しかるに中島博士は、昭和三年、海老名総長が理事会の不明によつて追われるが如くにして同志社を去つたのち、理事会



中島重博士



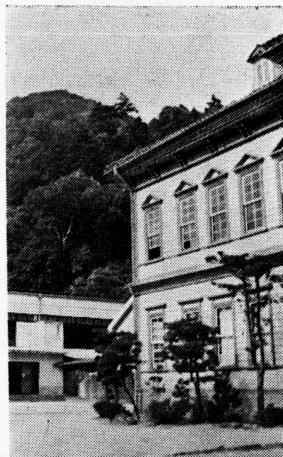
中島先生の生家・柳井家

留岡幸助・山室軍平・網島梁川・中島
重先生等を育てた高梁キリスト教会

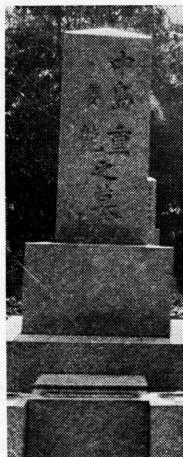
攻撃の華々しき急先鋒となり、そのためかねてより信仰と神学的傾向とを異にしていた他学部教授^{註四}の怨恨を強く刺激し、連合教授会による罷免決議となつて辞任を余儀なくされた。それは昭和四年のことであつて、中島先生が同志社よりも偉大であつた一つの証拠とも言えよう。その後、関西学院大学教授に就任して、田村徳治博士とともに同学院法文学部の重鎮たるにいたつた。戦時中、持病の再発により、同学院の教授を辞して病床につき、戦後同志社大学に復帰されたが（昭和二十一年一月）、遂に再び教壇に立つこと能はずして、昭和二十一年五月二十九日、惜しくも逝去された。関西学院大学に移つたのちにも同志社への愛着を決して失われなかつた中島先生のことが、あらためて痛感された。即ち、同志社大学神学館で大学葬を営んだが、令夫人の強つての要請に従つて私が門下生を代表して弔辭を朗読した。その後、遺骨は郷里高梁のキリスト教徒墓地に葬られた。

3 中島重博士の国家論

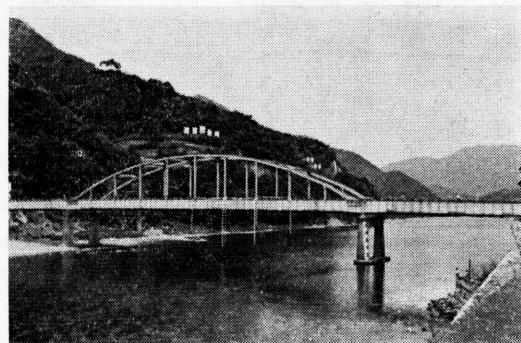
中島先生出身の高梁中学校（現在の高梁高校）と臥牛山



中島夫妻の墓



高梁川と方谷橋



（註一）南原繁・三谷隆正・片山哲氏等が当時の先生と信仰を同じくするキリスト者の学友であったが、中島博士は特に俊才の誉れが高くあつたと言われている。なお内田百間氏は六高時代の其の親友である。

（註二）中島博士は、「私は子供の時から日曜学校で育てられ、二十三年に洗礼を受けてクリスチヤンとなり、海老名先生の弟子であることを光栄として居る」（同『社会的基督教概論』二頁）と言われているように、海老名先生に対する其の尊敬の念はきわめて強く、自由主義・人格主義的感覚を海老名先生によつて其の身につけたのである。従つて、この趣旨を先生は『日本憲法論』に於ても、また『社会哲学的法理学』等に於ても、その序文で繰返し述べられている。

（註三）中島博士は、ギルドソーシアリズムの研究から出発して、従来の信仰ではいけないと感じるようになつて懊惱し、その後、賀

川豊彦氏に接触して賀川イズムに共鳴し、「社会問題という絶壁」を乗り越え、社会的実践的なキリスト教の信仰に到達するにいたった。従つて賀川氏に対する其の傾倒は異常なぐらいで、先生には不似合な「賀川服」を着用されるまでに徹底していた。かくして、先づ社会的キリスト教の研究とその伝道のために「雲の柱会」をつくり、これを発展させて「同志社労働者ミッショニ」を創立された（同『社会的基督教概論』二一四〇頁参照）。のちこれをもとにして「社会的基督教関西連盟」がつくられた（昭和六年）、更にそれが全国的な規模に発展して「社会的基督教全国連盟」となったのである。この連盟は、雑誌「社会的基督教」を発行して相当盛んな運動を展開した。先生は、社会的キリスト教について、これを「社会主義基督教の意味だと思って下さい」（前掲書・七頁）とも言われている。なお島田啓一郎「中島重の社会哲学と社会的基督教」参照。

（註四）中島先生排斥の教授の一人であった南石福三郎教授は、このことについて、自らの不明と中島先生の偉大な先覚者であったことを、のちにきわめて卒直に告白讃美されている。すなわち「故中島重教授を偲ぶ」という一文がそれである。（「同志社新報」昭和三十八年五月号参照）。もちろん南石教授は、このような告白をされているぐらいで、積極的な排斥者ではなかつたと私は信じていね。

二、その社会主義キリスト教思想と多元的社会観

(A) さきにも述べたように、中島博士は若くしてキリスト教に接し、のち社会主義的キリスト教の信仰に到達されたのであるが、それは結局、海老名先生によって啓發されたキリスト教的リベラリズムにほかならない。また、賀川氏とともに階級闘争否定の立場をとつてゐる点に特色がある。このことは、例えば「基督教の立場^(註)から階級闘争」ということは認めるとは出来ないということであります。マルクスの謂う所と私どものいう所と、或る点では殆んど紙一重の違いに過ぎない所まで近づくことが出来ることは認めて居る所でありますが、私どもはマルクスの真理を基督教の立場から活かして行こうとすれば、最早階級闘争という言葉を用うることは出来ないとと思うのであります」（『社会的基督教概論』五頁）と言われていることによつても明らかであろう。

すなわち、中島博士によれば、天地宇宙の根本は矛盾と斗争（階級闘争）ではなくて、「統一」と調和」であり、とくに人間の社会に於ては「結合」であり、従つて「ソーシャリゼーション」ということが社会進化の根本動因である、そこに社会化愛の必要がある。「従つて、社会化愛といふのは人を社会化せしめ、社会を進化せしめる根本の力ある愛といふこと」（前掲書・八頁）でなければならない。キリスト教の中心は実にこの社会化愛であり、「キリストの贖罪愛といふことであ」つて、「福音書からパウロの書翰を貫して新約聖書全部を貫通して居るものであ」るという思想が、其の主張する社会的キリスト教思想の骨子を成す。もちろん、このようなキリスト教思想は其の社会学・社会哲学に沿由するものであつて、それは物的機縁^{往々}を基礎とした人間関係たる結合成立の根本に「共同社会関係 Gemeinschaftsverhältnis」がある。「此共同社会関係が時代時代に依り、物的機縁如何に依りて變つて行き、進化して行く。此共同社会関係を基礎として、之に応じて法律・道德・宗教等の社会的の方面の内容が變つて行く。その時代その時代にはそれに応じたような法律、道德、宗教が出来て行く。その元を為すものは共同社会関係であると觀る。此れが……唯物史観に対する一種の答えといふようなものになって居る訳である（前掲書・一二頁）」とされるのである。かくして、民族国家・デモクラシーの国家から社会主義・国際主義の社会に発展することが社会進化の到達すべき段階である、と言うことになる。もちろん、この社会観に基いて中島博士の国家論・法哲学があり、また協同組合運動を中心とした諸々の組合運動・政治運動・宗教運動等の実践が結びつくのである。そしてその実践は、言葉を替えて言えば、共同社会の本源である宇宙的大生命たる神^えの共同社会の意識的深化」たる「神の國」運動にほかならない（前掲書・三八頁以下参照）。即ち、中島博士は『社会的基督教概論』を出版された翌昭和四年に『神と共同社会』を出版して、「我等は階級意識よりもも^ハと大きい全体意識宇宙意識に依りて動かんとするものである。我等は階級闘争よりもも^ハと根本的な愛の原則に依りて動かんとするものである。我等はキリストの社会化愛が如何なる深き階級対立をも越えて働き得るその不可抗的浸透性を信ずるものである。之を信ずることは即ち神を信ずることである。……社会の一々

の細胞そのものを社会化して奉仕と協力の新社会を実現せしむる所の神の国運動を為さんとするものである」（同書・序文）
 と言い、その信仰篇に於て「キリストの社会化愛」「神の国」「神」「人格の社会化としての救」「摂理」を論じ、実践篇
 に於て「國家と神の國」「家庭と神の國」「國際社會と神の國」「産業社會と神の國」について論じ、「イエスの神の國は此
 地上に此人類社會のうちに實現せらるる所のものである。神の國は「カランダホ」の如くパン種の如く、此社會のうちにその内部よ
 り拡大し膨脹し成長して行くものである」「神の國の根本は神に対する愛と人に対する愛とに在る。換言すれば社会化愛を
 基礎とする。他のすべてのことは此より出る。柔和、謙遜、愛敵、無抵抗、小兒の如き純真性等すべて此根本より出づるもの
 のものに外ならぬ。神の國は一種の社會關係である。現在の社會學に依りて之を表明すれば神の共同社會 Community of
 God, Community in God である。國家とか教会とか其他の組織團体ではなく、此等よりも根本的包括的なる、而も人
 格と人格との本來關係に基く所の共同社會である」（同書三八一四〇頁）と説かれてい。そして、「神の國運動の展望は
 広い。根本は人心の神への帰服であり、人格の徹底社会化であり、神の共同社會の建設であるが、國家に適用せられては國
 家を神に捧げしめ、家庭に適用せられては、家庭を神に捧げしむる。國際社會に於ては社会化愛の根本精神に依り國際共同
 社會の發達を促進し、世界聯邦を實現せしめ、世界的に神の國を實現せんとするものであり、産業社會に於ては社会化愛の
 根本精神に依り、兄弟主義の共同社會の發達を促進し、產業組織を改造して労働者小作人を解放し、神の國を實現せんとする
 ものである。「一天四海皆同胞」すべての社會人よ、すべての階級人よ、非社會的利己心を棄て、社会化愛の神に帰服せよ」（同書・一七一一七二頁）、と結んでいる。

(B) 中島博士が、このような思想に到達されるまでには、既述の海老名・賀川両氏のキリスト教の影響のほかに、其の專
 門とする、また専門に關係ある先進諸学者に多くのものを学ばれている。日本の学者では、例えば寛博士からはヘーゲル系
 哲學の法・國家觀について、また上杉・美濃部両博士からは憲法とイエリネック流の國法学を学び、さらに美濃部・牧野両

博士によつて自由法論的解釈の方法論を教へられ、吉野博士によつてデモクラシーの政治理学を学び、更に吉田静致・朝永三十郎の一博士からは倫理・哲学、殊に後者によるカント哲学に啓発を受けた。かくしてカント、ベーゲル、そしてイエリネック、デュギー、オリウーを読み、殊にイエリネックの諸著書を読破して其の學問的基礎を築いたのである。

しかし夙にキリスト教的自由主義が其の思想の根底にあつたため、最初から絶対主義的国家思想のベーゲリズムに対し反撥する傾向があつた。結局、海老名牧師及び吉野・美濃部両博士のデモクラシー理論が、中島博士の初期の思想の基調となすものであつた、と謂うことができよう。しかるに、このよつた下地ができるとこりべ、マッキーバーの『ノンメモリティ』（『共同社会論』）を読んで、其の共同社会と団体を駁別して、国家を共同社会の手段たるソーシャルジョンの立場として見る理論に電気に触れたような刺激を受けたを得なかつたのである。その処女作「國家の本質に関する一大思潮の対立」（大正九年・同志社論叢第一号）は、そのような感激を以て書かれたものである。論文の初めに十行にわたり『ノンメモリティ』からの引用文があるのは如何に其の国家社会峻別の理論に強く共鳴されていたかを示すものである。かくしてのむ、英國における新国家論の研究を続々として発表されて我が学界を刺激した。すなわち、ラスキ、ホップハウス、ホブソン等のギルド・ソーシャリズムの国家論を多元論的国家觀として受容し、共鳴し、呼応して、フランクのデュギーの研究もされた。大正十一年出版の第一著たる『多元的国家論』は、即ちこれらの論文を集収したものである。すなわち前示の處女論文のほかに「ナル・ギルヅと國家主権との関係」「英國における新国家論」「ギルヅ・ソーシャリズムの職能性」「ラスキーの多元論的国家学説」「ラスキーの『多元国』とホールの『共同体』」が其の内容になつてゐる。わけても、ハーバート・スペンサーの社会的進化論の流を汲んだホップハウスを扱つた「英國に於ける新国家論」を見ると、ボザンケットの“*The philosophical theory of the state*”を語るに亘しながらベーゲルの絶対主義的国家論を反駁したホップハウスの“*The metaphysical theory of the state*”との共鳴の度合を知ることが出来る。ベーゲルによつて代

表されるドイツ国家主義に対決したホップハウスのミリタントな姿勢こそ、とりも直さず中島博士の国家論研究の姿勢であった、と言えよう。しかしながら、それらの多元的国家論と中島博士のそれとの異なるところは、後者に於けるキリスト教的傾向の顕著なことであろう。言い換えれば、多元的国家論に接することによって、そのキリスト教的リベラリズムが社会的又は社会主義的傾向を帯びることになったのである。

その当時、すでにマルキシズムにも啓発されていたことは先生自ら述べているところであるが、やはり其の点でマルキシズムのとりこにはならなかつたのであろう。従つて、クラッペの多元的国家思想への共鳴から、やがてマルキシズムの国家思想に打ち込むようになり、遂に政治的実践に突進して、労農党委員長になつた大山郁夫教授（大山『政治の社会的基礎』等大山郁夫全集 参照）の如きコースを辿らなかつたのである。また一時、中島博士の多元的国家論の研究を耽読して同じ思想的傾向のように想像された高田保馬博士（高田『国家と社会』の序文参照）は、大山教授ともまた中島博士とも異り、ドイツの形式社会学の研究に打ち込んでのち、間もなく、経済学の研究に転向されるようになったのである。長谷川如是閑氏（長谷川『現代國家批判』等参照）も、この当時に多元的国家論思想に興味をもつて研究をされていたのである。戸沢鉄彦教授（戸沢『政治学概論』等参照）もまた、この当時から戦争前にかけて多元的国家論の傾向を有していた。その後、中島博士は、ドイツのジンメル、テンニース、フィアーカント等の形式社会学に心を惹かれるようになり、わけてもフィアーカントの共同社会優位の思想を最も歓迎されたように見えた。一方、マクドゥーガルの心理学主義にも関心を寄せ、そしてビンダーから多分に啓発を受けられるようになつた。この間に『法理学概論』（大正十四年）、『日本憲法論』（昭和二年）を書き、その後の数年は社会的キリスト教の実践に当りながら、前示の『神と共同社会』『社会的基督教概論』などを書き、また『社会哲学的法理学』（昭和八年）の著述に没頭されたのであった。またそれは一度、同志社大学から関西学院大学へ転職された時期でもあった。即ち『法理学概論』から八年を経て、『社会哲学的法理学』を出されたのであるが、国家の至上性を強く否定し

て共同社会（又は全体社会、又は基礎社会）の優位をみとめる其の多元的国家觀は、大正の末葉から昭和の始めにかけて、すでに成就されていたのである。ただ、それ以後は其のような思想の強化または深化のための努力が不斷につづけられていつたのである。

すなわち中島博士は、『社会哲学的法理学』に於て、「法の觀方に於ては毫も異る所は無い。即ち私の所謂組織關係規範觀を採るものである」（『社会哲学的法理学』序文）と言われているが、其のとおり多元的国家觀に立脚するものであり、また「緒論・本論・後論」という構想の点に於ても異なるところはなく、ただ前著が一五〇頁の小著なるに対して、後著は四八〇頁の大著である点と、後著が「ビンダーの法律哲学」を附録としている点と、ビンダーの影響に基いて理想法を法ではなく、「法の理想的なる案」なりとしている点とに於て発展が見られるばかりでなく、「社会学と国家論の立場から、法理学を説く」点で徹底され、「斯うした根本的立場を明にするために「社会哲学的」という語を頭に加えることにした（前掲書・序文）、と言われている。かくして明らかなように、中島博士の法哲学に点綴しているものは国家論であり、社会学であり、即ち多元的国家論にほかならない。同じく昭和八年に、ホップハウスの思想的源流である『スペンサー』を書かれていたが、社会進化を説く点で彼に共鳴し、「統合化を社会進化の根本と觀て、社会進化論不動の鉄案が含まれている」と言わされている。その後『社会哲学的法理学』の基礎理論を更に発展させて『發展する全體』（昭和十四年）を書き、また「全体的結合本位的に觀ることに徹底し」「社会進展に於ける公權力の役割を明にし、國家を説明するに前著よりは成功し」「機能主義に徹底し」（『法理学』序文）た『法理学』（昭和十六年）を出版されるにいたった。この『法理学』もまた前二著と同様に、「緒論・本論・後論」という体系になつてゐる。このような中島先生の法哲学研究の行程の間に、その中心の多元的国家論が「機能的国家論」と自ら呼称されるものになつたのであって、その結果が昭和十六年の『国家原論』にほかならない。しかし、機能主義的国家論と言われているものは、その實質に於て多元的国家論にほか

いな。のみならず、のやに述べゆるに、それは多少の変質を伴うにいたのである。しかも中島博士の著作生活はしじ終へてゐるのである。戦前・戦中の學問と思想の自由の圧迫が、このよくな状態に先生を追い込んだのであり、また其の持病の再発が先生を再起し得なくしたのである。戦争の始った當時、中島博士は、私に「徳川家康曰く直言の功は一番槍の功に優ると此言以て現代社会の学者思想家の國家社会に対する態度の指針とするべきである。しかし真理は常に直話であらゆる眞理無ければ國家社会は存立發展するひとを得ぬのが故である」ふる遺筆の書を書いたのであるが、それが先生自戒の言葉であったといふ。^{註六}

(註一) 特別な立場へのぞ、例えば中島先生と圓山へ海老名先生^{註四}との今井次廣博士は、最初新カント学派やアーティー^{註五}のやにマルキシズムを受容して階級闘争を否定しないキリスト教の信仰生活をいつでもおなじいとの比較に於て語るのである。

(註二) 中島先生は、いわゆる「物的機縁」よりはじめて次のように言われてゐる。曰く「社会が進歩して行く機縁となり土台となる方面を擴むに、マルクスは生産とう経済的要素を以てして唯物史觀と呼ぶ所の経済史觀を立てたのであります。私いわゆる社会の成立及び進化の基本には物的なものを認めねばなりません。然しそれを生産と呼んだのではありません狭いと思ひます。そこで私は少し概念がポンヤリしたようになんで物的機縁と呼んでおきたいと思ひます。社会形成の物的機縁の第一は自然界がそのまま提供する所のものであるが、第一は自然界の提供したものの上に、人間が獲得した自然支配力を以て人間自己が作り出した所のものである。生産は此第一のうちに命ぜられて居るものであつて、その一部分は過ぎないのであらま。社会は物的機縁に依り、之を貯蔵ふゝ十代へ形成され結合せられ結合せられにあま。」(中島重『社会的基督教概論』10—11頁)

(註三) The point is that the State is not equivalent to community, that the political association does not include and can not control the whole life of men. The State is seen to be not community but a peculiarly authoritative association within it. The State is determinate, a closed organisation of social life; community is indeterminate, an everrevolving system spreading beyond and only partially controlled within the definite framework of any State. That framework gives to the portion of community which it encloses a certain unity and definition, but neither cuts it off from a

wider community of which it is essentially part nor within that portion substitutes its own external mode of action, its necessity, for the spontaneity that is the mark of all life, social and other.

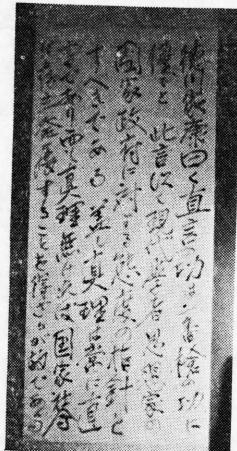
Social life can no longer in practice and should no longer in theory be summed up in political life. The individual should not be summed up in his citizenship, otherwise the claim of citizenship will itself become a tyranny and its essential moral value be lost. McIver, Community.

(註四)『日本憲法論』は大体に於て、兼濃翁潮田博士の解説論を、殊じやの『憲法講話』と報じた。朱生田の眞木井博士によれば、本論たる解説論の部分より、國家・法・憲法等を扱った緒論の方が、眞木井博士によれば、その立場を「社會主義的自由主義」であるといふべきである。あるいは其の出発点である国家論が、國家を部分社会とする多様的国家論であるいふ點が、いづれだらう。即ち第一章国家の中で、「第一節 國家の起源及び發達・第二節 國家の本質・第三節 國家の種別・第四節 現代社会の問題と國家の将来」を讀む。また第二章第三節で「法と國家を論じて」、他の多元的国家論が、この憲法論の拠点となつてゐるのである。

(註五)『發展する全体』など、昭和八年以降に書かれた論文を集めたり、「商業社会の國家及の法」「結合本位社会進展論の概要」「強制社会化意力としての公権力の機能」「強制社会化意力を中心として觀たる政治と法と道德」「發展する全体」「自由主義と發展する全体」「文化発展論に於ける機能主義の立場」「法理學研究その後」「社會哲學的倫理學の構想」「宗教を社会的・機能的に觀る」「強制社会化意力と社会化愛の宗教」が、其の主論文である。その序文で、「著者は行く行く社會哲學の体系的著述を為れんと念願して居るのみならず、その研究の結果に基いて法理學を改訂し、婦女学としての倫理學と宗教哲学とをも纏めたいと思ひに居るのである。仰ぎ願へば皇天、私にその可能性を与え給わんことを」而書かれてゐる。また島田教授によれば、「社会發展の理論」と題する一書の著述を考えられた由である（島田「中島重の社会哲学と社会的基督教」参照）が、その念願は遂に叶えられなかつたのである。

(註六)この書は今も挿絵として、私の研究室の机の横の壁間にかい張りの私を激励してゐる。しかし中島先生は、時局について其の時、國家政府に対し心血洒きされたことなどあつた。ただ、その別冊の著書「法理學」の序文中で、次のように言つてゐるのである。且く「學問上の日本主義の声が高」。法理學が日本の法理學でなくではないが、私は法理學は客観的に、科学的・哲學的、抽象共通、人類普遍の學問であると信ずる。日本をも含めて、やがての国家の法に沿て築くべき體のものと信じる。ただ各國に於て、特殊性と云ふのがあるが故に、抽象的で一般的である法理學の理論を各國に適用する場合では、特殊性を加えて適用

する必要あるを認める。仍つて本書に於ては、理想法の標準を日本国家に當て篤める場合の用意について述べて居るのである。学問上の日本主義は、日本人たる我々が、獨創を出し、新発見をして、世界の學問、人類の思想に貢献して、日本の國威を發揚し、東洋文化の為に氣を吐くに在りと信ずる。その点に於ては、著者は法理學に於て、西洋の諸學說に學んだのであるが、之を綜合して、更に新なる一步を踏み出して居る点に於て、聊か學問上の日本主義を實行して居るつもりである」。そこには時局に対する先生の些かの抵抗精神の片鱗を見る事ができると言えよう。



中島博士の筆跡

三、その國家論の成果としての『國家原論』

(A) 中島博士の著書で、國家に触れていないものはないと言つてもよい。

その最初の著書である『多元的國家論』（大正九年）はもちろん、『法理學概論』（大正十五年）では本論「法の概念」のところで國家を論じ、『日本憲法論』（昭和二年）では序論第一章で國家を論じ、『神と共同社會』（昭和四年）では第一章「國家と神の國」で國家の本質を説き、大著『社會哲學的法理學』（昭和八年）では本論第一章「人類の社會生活」等で其の國家論を展開している。また『發展する全体』（昭和十四年）には、「産業社會と國家及び法」「強制社會化意力としての公權力の機能」等の國家にかんする論文がある。そして昭和十六年になつて、『法理學』の本論第一章で「人類の社會生活」と國家」を論じ、また遂に『國家原論』を書かれているのである。その他の諸論著に於ても、國家を論じていないものは

ないぐらいである。のみならず同時に、必ず法と道徳と宗教を論じてゐるのであるが、結局、其の著作生活は、先ず国家論（『多元的国家論』）に始つて、国家論（『国家原論』）に終つてゐると言うことができる。そして、その法論・道徳論・宗教論も、また社会論も、その国家論を基軸にしてゐるのである。自らを憲法学者ではなく、法哲学者として記憶してほしいと言っていた中島重博士は、また實に右の意味に於て国家学者であつたと言うことができるであろう。

すでに述べた如く（二のところを参照）、その国家論は、結局はキリスト教的な色彩をもつた社会本位的な自由主義の多元的国家論にほかなりないのであるが、そのような国家論が「多元的国家論の研究より一步をすすめて、自己の国家論の展開を試みられたとき……国家と区別されねばならぬ基本社会又は全体社会と個人の人格性の問題が概念的に明確になった」（蠣山政道『日本における近代政治学の発達』110[頁]）と蠣山教授が言われているように、その国家論は、結局はその最後の著書の『国家原論』に集約されている、と言うことができよう。従つて、主として『国家原論』によつて、その国家理論を見ることが適當であろう。

(B) 『国家原論』も、「緒論・本論・後論」という先生独特の体系を成してゐる。先ず緒論に於て、「国家原論の學問としての性質」「国家原論の研究方法」「国家原論と関係ある他の諸学科」（歴史及び國家誌・社會學・人類學及び先史考古學・政治學・法律學・經濟學及び經濟史・倫理學・比較道德史・宗教學・比較宗教学・社會問題及び社會思想史）「国家原論の沿革、國家思想の歴史」について概述している。

そして本論に於ては、第一章国家の概念・第二章国家の起源及び発達（第一 物的、經濟的社會的原因 第二 思想的、精神的原因）・第三章国家の本質（全体社會・公權力・職能的共同團体としての国家、國家の職能、國家の一体制、國家の特有性、特に日本の国家について）・第四章 国家の存在理由・第五章歴史の轉換期と国家・第六章国家の種別・第七章国家の成立・変革及び消滅の諸問題が論じられている。

最後に後論として、第一章国家と法・第二章国家と政治・第三章国家と道徳を論じて、其の国家論体系を形成しているのである。「緒論・本論・後論」という論著の組立てが、中島先生の最も好まれたところであることは前示のとおりである。

本稿では、この体系の中心である「本論」に重点を置くことにして、前論にも、また後論にも論及することにする。

(C) 中島博士は、先ず前論（『国家原論』一三一六二頁参照）に於て、国家原論が「国家についての最も根本的な理論を為す」学問であるとなし、政治学・政策学・財政学・憲法学の如き国家にかんする諸学問、及び「國家に関するあらゆる学問の百科辞典的綜合的な国家学」から區別され、国家の本質、即ち「國家なる結合関係についての根本理論」であるとせられている。そして、かかる国家原論は「社会学の一特殊分科」であり、その研究方法はすべての国家現象についての「概括」にあるとされる。

かくして、「公権力を中心とした闘争史」たる国家史及び「国家の現在についての記述」たる国家誌は国家原論の材料であり、社会学は国家原論の基盤であり、人類学及び先史考古学も文献なき時代の歴史学としての材料であり、「公権力行使の行為及び公権力把握の為の闘争行為等の行為現象、即ち国家を作る行為現象の学」たる政治学も、「国家の団体規則」たる法についての法学も、經濟現象を研究する経済学も、倫理学・宗教学も社会問題・社会思想史も、すべて国家原論にとりて必要の学問であるとされるのである。

そうして、プラトン、アリストテレスの国家論から、多元的国家論及び全体主義的国家論にいたるまでの国家原論史を、マルキシズムの国家論を除外して概述されて緒論を終っているのである。しかし、民族中心のドイツの全体主義的国家論に対するは、「暫く疑を存して、後日の思想史の研究が之を明らかにする日のあるのを待ちたいと思う」と結んで、批判の弁とされている。

四、その国家本質論

(A) 中島博士は、『国家原論』の本論に入つて（同・六五一一九八頁）、先ず中世紀の終頃までの封建的武断主義権威主義の国家と国民自由主義の段階の国家とを峻別し、後者を中心には国家の本質を把握してその概念を定めるべきで、「過去は之への発達の道程と觀、未来はこの認識より推して推測する」建前をとるべきだとする立場をとつて、ヘーゲル系の国家概念及び「非科学的似而非神学的国家概念」を排し、「国家は全体社会の公権力に依りて組織せられ維持せられているところの職能団体であつて、全体社会を代表し、全体社会の為に存在するものであつて、全体社会の共同の生存目的をその職能として遂行しつつあるものである。而して全体社会は地域的な社会なるが故に之を代表する国家も地域的な団体である。而して国家は全体社会を代表するものなるが故に、国家構成員としての所属個人を統制するはもとよりのこと、全体社会中にありて所属個人が構成する他の団体をも統制するものである。しかれども、自らは他の如何なる団体にも統制せられずして、己れ自らの力を以て己れの組織を決定し、己れの支配を行う所のものである」となし、国家の定義をされる。この国家の定義に於て最も重要な中心思想は、「公権力」が全体社会には必ず存在するという見解であつて、「公権力」は部分的私権力に対しても「全体的公的な意味を持つ」ち、全体社会に対しても「強制社会の機能」を有し、「国家の組織を実現する」ものだとされるのである。「国家は組織体であり、団結体であつて、全体社会の共同の生存目的をその職能として担当遂行するものである」とされる点ではマッキーバー等の多元的国家論に拠るものであるが、その職能または機能を重視し、これを公権力によつて説明するところに、後期の中島理論の特色がある、と言えよう。もちろん、その「公権力」は国家の主権ではなく、いわば「全体社会」の主権であつて、公権力をもつた全体社会が目的であり、国家はその職能的手段たるものである、と言うのが、其の到達された国家観の真髓の一側面であろう。

(B) 右の趣旨を中島博士は、最初に第一章「国家の概念」で概述し、第三章「国家の本質」のところで詳述されている。
 すなわち「全体社会」について、「公権力」について、「職能的団体としての国家」について、「国家の職能」について、「國家の一体性」について、「国家の特有性」について詳論し、また「特に日本の国家について」論及されるのである。

先づ全体社会については、それが社会発展の各段階における「最大包括的社会」であつて、「個人の人格の不可侵と行為の自由とを保障し」た「民族国家として統合の進んだる国民的自由主義の段階に入つ」て、それと国家との区別が漸次明らかになつた結果、有機体説的国家論・全体人格説的国家論等へーベル系絶対主義の国家論を排斥して、個人の自由不可侵を強調することと、国際的世界社会の急速なる発達に注目して、「世界が社会になりつつある」事実を認めることが必要を説いている。かくして、世界社会にまで止揚されるべきその基盤としての民族と国家とを区別して民族を結合関係優位の非組織的基礎社会（全體的共同社会）なりとし、この民族のうちに地方・村落等々の部分共同社会と、それを基礎とする職能的団体を認め、階級もまた大なる部分社会であると説いている。また社会関係に混在している闘争関係・権力関係・利用関係等を結合関係または社会関係でないとしているのであって、このような思想にはドイツの形式社会学の顯著なる影響が看取されるのである。

次ぎに公権力については、「それが権力である限り、その起源に於て非社会的なものであり」、「通常武力的征服関係によりて打ち立てられたものなることを認め、しかもそれは国家の起源と武断的権威主義の段階に入りては、社会の結合連帶は増大し、民族なる大共同社会が出現したるが故に、公権力は広く民族なる共同社会に根ざし、一段と強制社会化の機能を為し、国家を組織して職能活動を為さしむる機能的（奉仕的）なものとなつてゐる。而してデモクラシーの実現に依りて、國家構成員全体の参加を受くるやうになりては、この傾向は益々顕著になつて來たものと言ひ得らる。故にこの段階に入りては、公権力はその権力性を全然無くして、純粹に機能的なものとなつたのではないが、余程の程度機能化したものと觀る

ことを得るが故に、之を最早公権力と呼ばずして、強制社会化共同意思力と呼ぶを以て適當とする」と言われているのである。すなわち「人間の非社会化性」の故に発生した公権力の強制的社会化的機能現象をこのように直視するところに、そのキリスト教的自由主義に根ざす一種の弁証法的思惟の軌跡を私は見ざるを得ないのである（なお、公権力については『発展する全体』中の「強制社会化意力としての公権力の機能」を参照）。

次ぎに職能的団体としての国家については、「社会に於ける優越集団の持つ合成意思力」たる公権力によりて国家が組織されると、「國家組織に依り、國家職能により、之に協力し服従する大半の構成員に依りて、その基礎が拡大強化」され「意思合致事実が増大」するのであるが、かかる強制的団体たる国家が、その目的に向つての協力の関係が固定化される状態をその組織と言うのだとされる。換言して、それは、多数人が国家の目的のために上下左右に命令服従・分担協力の関係に一体となつて行動する比較的永続化の状態であるとされ、その意思の規範として組織実現のために団体規則たる法がつくられる。そしてその機関が職能活動の一部を分担するものとして設けられて、そしてその最高機関（又は最高為政者）が「公権力の最高の把持者・行使者」であるとされ、君主國の場合は一人であり、共和國の場合には少數複数人か又は国民全體である、とせられている。

また國家の職能については、それは「全体のためになす役目としての作用・働き」だと定義し、第一に職能論なき「有機體説・全体人格説」を排撃し、次いで職能論は「契約説に始まる」として「保護説」と「治安説」を紹介し、かつ批判してイエリネックの職能論を評価しつゝ、その自目的主義を棄てて国家を全体社会の手段とする他目的説によりて、現代国家の職能活動に「第一 警察、裁判、刑務所その他に類似し、又はこれ等に關聯ある事項」・「第二 軍事国防等陸海空軍に關する事項」・「第三に、經濟、交通通信、保健衛生等にかんする事項」・「第四に、教育等精神的文化的事項」の四つの事項に大別し得るとしている。また國家の職能を不變とすることはできないと言われている。この点について中島博士は、

他の著論では、例えは「基礎社会の社会化（連帯の増大）と国家の職能の増加との間に必然の関連ありと考え」、「国家の究極の目的は、全体社会の発達に在り」（『発展する全体』四二頁参照）、と言うようにも説かれているのである。

また中島博士は、国家の一体性については、その一元的・一体性でないことを説く。また全体社会と雖も自律性なく従つて一元的・一体性を有しない、しかるに個人のみが自律性を有している。個人よりなる社会には、闘争関係が必ず伴うが故に一元的・一体性を有しないとなし、国家の一体性は「公権力と組織と職能活動等に依り、的確に眼前に明白に見ゆる一体性であつて」、「意識的目的的に、組織を通し、職能活動を目標として、構成員大多数の意思が合致して現出せられている一体性であ」り、意思的・一体性・行動的一体性を本質とするもの」だとされる。また「民族的・一体性を、情意的、生命的、全人格的、基本的・一体性とすれば、国家の・一体性は意志的、行動的派生の・一体性」であり、機能的・一体性であつて民族の有するが如き構造的・一体性ではないとされるのである。有機体説・全体人格説に対するその多元的又は機能的国家論の面目がそこに巧みに示されていることを知るのである。

また中島先生は、国家の特有性については、国家の特有性が「全体社会を代表する所の職能的共同体として」の特有性であるとなし、従つて国家は地域的団体であり領土を有する、また強制加入と法令違反者に対する制裁的統制を原則とする、そしてそれは所属個人とその構成にかかる他種団体に及ぶものであつて、その統制外に立つ団体はない、しかるに国家自体は「如何なる団体からも統制を受けない」主権的立場に在ることを肯定されながら、聯邦制を眼中に置いて、イエリネック的な自己決定説を採用されているのである。

また、特に日本の国家については、「西洋の国家とはその発生系統を異にし」、従つてそこに由来する特殊性があるが、「共通普遍性は増大して來ていると言わねばならぬ」とされている。が、きわめて簡単な敍述に止まっている。しかし「附篇」として、「日本に於ける民族国家の実現について」詳論し、「東洋共同体」「東洋共榮圈」の実現への努力を説いて、広

域圏思想にまき込まれたその国家論の弱点を示されている。

(C) 中島博士の「國家の起源及び発達」（第二章）についての敍述は、右の如き國家本質論に立脚して、國家の起源と発達を論じたものであつて、公権力未出現の原始社会（部族・氏族）から説き起して、武断主義的國家の段階を経由して、遂に社會本位的自由を保障する近代的民族國家に發展した事に説き及んでおり、「經濟統制・産業國營に依り、經濟共同の社會にまで進まざるを得ざる契機を孕むことになった」ことを論じているが、社會主義社會という表現を避けている。

かくして、ソヴェトロシアを「過渡期の國家として最も顯著なる」ものとして把え、ドイツのナチズム及びイタリーのファシズムと同型に屬するものとし、社會的自由との関連において「サヴェート・ロシアの大跋行性があり、困難がある」と觀じている。またイギリス・フランス・アメリカ等も、「國民的自由主義段階の純粹なる型」ではなくなつていることを指摘しつつ、ただ「今次の大戰の結果は如何なる變化を世界各國にもたらすべきであろうか、國家現象を研究するものにとりては、これは實に刮目に値する大問題である」と言われている（第六章『國家の種別』参照）。なお第五章「歴史の転換期と國家」参照）。

そうして、第七章の「國家の成立・変革及び消滅」に於ては、「歴史上に於ける新なる國家の成立」（一、二国又は數国の合して單一国又は聯邦国を成す場合。二、革命・クーデターによつて新國家の成立する場合。三、旧國家の一部の独立、又は旧國家の分裂による一国又は數國の成立する場合）について、なかんずく國家の變革を論じ、また國家の消滅（一、二国又は數國の合併による結果、一国が他國家に吸收される場合。二、革命又はクーデターによつて旧國家の消滅する場合。三、一国が他の數國家に分割される場合の一國家の消滅の場合）の事實について簡単に触れられている。

これらの点については問題とすべきものはない。

(D) また中島博士は、國家の存在理由を否定するものをアーネキズムなりとし、これに「ゴドウイン、スチルナー等の

「第一、個人主義的無國家主義」、ブルードン、バクーニン、サンジカリズム等の「第二、集產主義的無國家主義」・クロポトキン、ルクリュ等の「第三、共産主義的無國家主義」の三種を區別し、これに對して有機體説・全人格説の自目的存在理由説を対蹠せしめてこれをも批判し、「國家は全体社會の共同の生存目的をその職能として遂行するものであ」つて、これなくして全体社會は存立し得ないという点に、國家とその組織を存在せしめる公權力の存在理由ありとされているのである（第四章「國家の存在理由」参照）。

従つて、國家以上の全体社會への國家の解消的發展ということは、中島博士の國家原論にはこれを見ることができないのであり、従つて世界國家論も、國家消滅論も、また半國家論も、そこには存在の場所が与えられていないのである。また平和論も中島先生の國家理論の中には見出しえないのである。

(E) 最後に中島博士は、後論として、「國家と法」（第一章）については、法先在説と國家先在説を否定して國家・法同時存在説・同時發達説に立脚され、「法の起源は、裁判は公權力と國家的治安活動との發現とともに發現するものであるが故に、法の發現は國家の發現と同時的相関的なりしものと言わねばならぬ」と断じ、また国民的自由主義時代になつて、國家組織法としての公法」が憲法の形に於て發現し、次いで「行政法發達し、訴訟法また国民的自由主義時代になつて、裁判所構成法等も公法として整備するに至り、また「國際法なるものが出現した」となし、更に「世界的なる組織關係規範」の出現を説き、同時に法の發達に従つて権利概念の消滅すべきことを説いている。

また、「國家と政治」（第二章）については、「公權力を行使する行為及び、それに關聯する所の行為」が政治であると見る立場上、国家及び法以上に根本的なものであり、国家及び法をつくり出すものであるとされ、また「通常の状態に於ては政治は既に成立している國家組織と法秩序との範囲内に於て行われる」として、全体社會と国家及び法との架橋としての政治の位置づけをされるのである（『發展する全体』一二七一四七頁参照）。

また、「国家と道徳」（第三章）については、国民的自由主義の段階に入つて、「信教の自由の実現、国家と宗教団体との分化、憲法以下公法の発達に依る法の国家に於ける団体規則化等とともに、宗教道德も自律的なものとなるに至つた」のみならず、平等的となり、個人主義的自由主義的となり、全体社会を發展せしめて社会的となつたが、「斯の如き道徳の基礎となりて、之を發達せしめた宗教は基督教のプロテスタンチズムであった」と断じ、更に歴史の転換期に於て公権力と國家とに大変化が起り、「國際化世界化の傾向に依り、地域地域に於て、指導国家の公権力により、數多民族が引き縛められ数多国家の聯合体」となり、「數多民族を包括した大なる全体社会となれば」、「新なる（部分）世界道徳が成立機能するに至るのである」として、全体社会・公権力・国家の發展によつて道徳の發展することの重要性を説かれているのである（『国家原論』二〇一—二三〇頁参照）。その見解は、大環境主義とでも言つべきものであり、また宗教と政治との二本建主義（『發展する全体』二七四頁及び二七八頁参照）をとつてゐるものと言えよう。

五、むすび

中島博士は、その国家論が、『多元的国家論』（大正十一年）に始つて、『国家原論』（昭和十六年）にいたつて、その学説として「略々その輪郭に於て成立し得るに至つた」（『国家原論』序文）と由ら言われ、公権力の重要なと全体社会の發展と国家の職能性とを強調して、「国家のみを対象とする国家論は不可能」（同上）であるとされ、その国家論の特色を次ぎの如くに要約されている。

曰く「私は全体社会の發展の根本は、結合關係の発達であると觀る。結合連帶が範囲に於て、内容に於て、増大することが、社会の進展であると思う。而して、全体社会の斯くの如き發展に即応して、公権力が機能化し、又その機能作用に變化

を起し、國家が職能的に共同体化し、又その職能が変化するものと考える。而して現時は、人類の歴史に於て数百年に一度ほどしか見られない大転換であつて、内は資本主義の爛熟の結果、經濟縁に於ける結合と連帶とが、地縁の結合連帶の上に出来、それを確保実現する為に公権力の作用に変化が起きて独裁主義となり、國家が全体社会の新なる共同の生存目的となり来りし産業と經濟とを自己の職能として取り上げることになりて、國家に大変化が起りつつあり、外は交通通信機関の発達の結果、国際化世界化の傾向に向つて進み、接地的に、指導国家の公権力を中心として、数多国家の連合体が現出せられたんとしつつあつて、國家に変化が起りつつあるものと觀るのである」（同上）と。なお同様の見解は、同じく昭和十六年刊行の『法理学』本論第一章「人類の社会生活と國家」の中にも当然に明らかにされている（同・一〇六頁参照）。

以上の引用によつて明らかなように、中島博士の当時に於ける国家思想には、日本・ドイツ・イタリー等数国家の国家全体主義的極端民族主義的現象にとらわれて、絶対主義的国家に対峙する多元的国家論の批判面を却つて忘失してしまう結果に陥つてゐる觀がある。すなわち、国際化世界化の傾向を地域的広域主義的に畏縮して解釈することとなり、また国家が國家以上の自由なる「全体社会」または「神の共同社会」に發展解消するであろう歴史的必然の側面を見失われてゐるかに見えることにもなつたのであらう、と思われる。換言すれば「神は共同社会である」とする昭和初年時に於けるその共同社会理念に徹せられるべきにかかわらず、正直な博士が、一部国家の一時的なゆがみにとらわれて、その点での不徹底を來す結果となり、そのため、發展する神の^{ヨハニニティ}全体社会^{トータリタリアン・ステート}のかわりに、蠢動する権力者たちの全体主義的国家の陰影を、その職能的国家論の中に些^カではあるが写すことになつたのではなかろうか、と思われるのである。

もちろん、それにもかかわらず、その「宗教的信念でもある」ところの「結合本位社会觀」（『發展する全体』五頁のところを参照）が、中島先生の思想の骨子をなすものであることは疑いなきところであり、しかもマルキシズムに於ける階級闘争説を以て「非結合思想」（同・六頁参照）なりと断じ去つたところに、その「結合本位的社会觀」

觀の不用意があった、と言うことができるであろう。

しかし、まことに残念なことは、中島先生が、その國家論を必ず正しく發展させる契機になつたであろう「日本國憲法」の制定を目前にして、生涯を終えられたことである。

その意味で、先生の國家論は、そしてまた憲法論は、それを完成させる時を得ざりしものなることを認めなければならぬいと思うのである。